

奨学金システム構築業務委託及び  
奨学金システム運用維持管理業務委託  
に係る業務受託仕様書

令和3年5月

## 【奨学金システム構築業務委託】

### 1. 履行期間

#### (1) 奨学金システムの開発及び導入期間

契約日から令和3年(2021年)12月28日

※履行期間内にシステムの構築・設定・担当職員への操作説明・仮稼働(デモンストレーション等)等を行い、スムーズに本稼働できるよう協力・支援すること。

#### (2) 奨学金システム稼働開始予定日

令和4年(2022年)1月4日

### 2. 調達業務等

以下の各項目及び「奨学金システム機能要件書」(別紙2)に定める機能を持った提案システムを導入し、稼働させるために必要な作業一切を含むものとする。

#### (1) 提案システムの設計・調達・設定・調整

①これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。

#### (2) 提案システムの稼働に必要なハードウェア(ネットワーク機器含む)の設計・調達・設定・調整

①ハードウェアの詳細については「3-1. 基本要件」に定める。

②本市へ納入された物品の所有権は、受託者から本市に移転し、同時に、その納入物品は本市に対し引渡されたものとする。

③本仕様書に基づく委託契約後、最低5年間は保守部品が供給されること。

④提案システムを正常に稼働させるために必要なLANケーブル等のケーブル調達及び配線作業を含む。

⑤これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。

#### (3) 提案システムの稼働に必要なソフトウェアの調達・インストール・設定・調整

①(2)にて規定したハードウェアへのインストール・設定・調整を含む。

②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。

#### (4) クラウドサービスの設計・調達・設定・調整

①信頼性、安全性の高いクラウドサービスの導入をすること。

②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。

- (5) 外字を含めた文字環境の整備
  - ①これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (6) 現行システムから提案システムへのデータ移行計画の作成、データ移行及び移行検証作業
  - ①現行ベンダーからのデータ抽出費用は箕面市で負担するが、抽出後の作業費用等は受託者で負担するものとする。なお、抽出時期、回数、レイアウト等の詳細は、契約後に協議、調整し、決定することとする。
  - ②これに必要な現行ベンダーへの各種調整を含む。
- (7) 本市セキュリティポリシーを踏まえた対応
  - ①個人情報を扱う提案システムにおいて、本市セキュリティポリシーに準拠したセキュリティ対策を施したシステムの導入及び運用・保守体制をとること。
  - ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (8) 本市の指定する形式での実施手順書の作成。
- (9) 稼働に向けて必要となるテスト作業やドキュメントの作成
- (10) 運用にあたって必要となる諸検証作業
- (11) 提案システム導入にあたっての研修計画の作成と、本市職員への研修の実施
- (12) マニュアル等、提案システムの稼働にあたり必要なドキュメントの作成
- (13) 本稼働立ち会い

### 3. 提案システム

以下の要件を満たすシステムを導入すること。

#### 3-1. 基本要件

##### (1) サーバ

- ①提案システムは、クラウドサービスで導入するものとし、原則サーバ機器はデータセンターに設置すること。
- ②オンラインサービスは8時～22時までの稼働を担保すること。なお、本市の開庁時間中（8時45分～17時15分）は、大規模災害を除きオンラインサービスが停止することがないように冗長性を持たせ、万が一オンラインサービスが停止しても迅速に復旧できる可用性、信頼性の高いシステム構成とすること。
- ③提案システム稼働に係るサーバに、セキュリティ対策ソフトを導入す

ること。

(2) ハードウェア・プリンタ・ネットワーク機器

提案システムにおいて市職員が使用するハードウェアは、以下に示す要件を満たすこと。

①端末 1台

OS:Windows10Pro64bit

CPU:インテル Core i5以上

メモリー:8GB以上

HDD:500GB以上

USB:3口以上

その他:ノートパソコンであること。またOSの機能等を活用し、デバイス制御を行うこと(設定作業を含む)。

②プリンタ

既設のプリンタ(RICOH SP 6410)を使用するため、新たなプリンタの調達は不要である。ただし、導入した端末から既設のプリンタにて印刷ができるよう、プリンタドライバのインストール及び設定、端末とプリンタとの接続ケーブル(USB2.0タイプAオス-タイプBオス)の調達及び接続等、印刷を行う上で必要な初期設定を行うこと。

③ネットワーク機器

ネットワーク図(別図)を参考に、業務を行うための必要なネットワーク機器を調達し設定すること。

本市とデータセンターとの通信回線はLGWAN、専用線、イーサネットVPN、IP-VPNのいずれかの通信回線とする。なお、箕面市役所庁舎には、LGWANに関する設備の一部は既に整備されているが、その他の通信回線については設備がないため、LGWAN以外の通信回線を使用する場合は、回線敷設工事等の通信環境整備のための一切の費用を提案者が負担することとし、回線利用にかかる経費が継続的に必要となる場合においては、「奨学金システム運用維持管理業務委託」の中で対応するよう金額を積算し、提案することとする。

(3) ソフトウェア

①(2)で示したハードウェアで利用できる奨学金システムを導入すること。

②提案システムで稼働する端末で利用するオフィスソフトは「Microsoft office Professional 2016」とすること。

(4) セキュリティソフト

LGWANを通信回線とするシステムを提案する場合は、導入する端末にトレ

ンドマイクロ社の「ウイルスバスター コーポレートエディション Plus ガバメント」(5年間分)をインストールしておくこと。この場合、端末の定義ファイルの更新は本市にて行うものとする。

LGWAN以外の通信回線を利用するシステムを提案する場合は、サーバにインストールしているセキュリティソフトと同じソフトを導入する端末にインストールし、随時、サーバから端末への定義ファイルの更新を行うこと。定義ファイル更新にあたり費用が必要な場合は、「奨学金システム運用維持管理業務委託」の中で金額を積算し、提案すること。

### 3-2. 業務パッケージ要件

提案する業務パッケージは、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 奨学金業務関係法令を遵守しており、法令に則った実務を不足なく運用できるものとする。
- (2) 機能要件書(別紙2)に記載されている内容を十分に読み取った上で、機能要件書に示す各業務機能を実装すること。
- (3) 法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除き、原則、システム保守内で対応することで追加費用が発生しないものとする。

### 3-3. クラウドサービス

- (1) 通信回線の回線帯域については、データ容量を考慮したうえで、業務が遅滞することのないレスポンス時間を確保できる帯域を選定すること。システム稼働後に、業務が遅滞するレスポンス時間と判断した場合は、受託者の責において真摯に改善の対策を講じること。また、データセンターとの通信においては、転送データの暗号化等のセキュリティレベルの強化を図ること。

(参考) 箕面市奨学金システムにおける処理件数

項目	件数	備考
償還が必要な奨学生の件数	500 件	
納付書作成枚数	250 枚/月	一括処理にて作成
口座振替データ作成件数	250 件/月	一括処理にて作成

- (2) クラウドサービスで利用するデータセンターは国内法の適用が及ぶ場所に設置すること。
- (3) データバックアップ、サーバの運用監視、保守については、提案システム保守業務委託の範囲内で実施すること。

- (4) クラウドサービスの提供に用いるハードウェアについて、障害が発生しても業務を継続できるよう、冗長化等の対策をとること。
- (5) クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等について、以下のセキュリティ対策を講じていること。
  - ①プラットフォーム、サーバ、ストレージについてコンピュータウイルス等に対する対策を講じていること。
  - ②外部及び内部からの不正アクセスを防止する措置（ファイアウォールの導入等）を講じていること。
  - ③サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（情報処理施設）については、免震構造（建物の振動を緩和する仕組）又は耐震構造（強い振動にも耐えうる頑強な構造）を採用した建物を利用すること。停電や電力障害が生じた場合に電源を確保するための対策を講じること。水害・火災・落雷対策が行われ、機器等の発熱を抑えるのに十分な空調設備を有すること。
  - ④サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（情報処理施設）の重要な物理的セキュリティ境界に対し、従業員及び出入りを許可された外部組織等に対する入退室管理を行い、入退室記録を作成し、適切な期間保存すること。重要な物理的セキュリティ境界に対して監視カメラを設置し、その稼働時間と監視範囲を定めて監視を行うこと。また、監視カメラの映像を予め定められた期間保存すること。

#### 3-4. 運用リスク対策

- (1) 業務パッケージによるそれぞれの操作は、パッケージ内で操作ログが蓄積され、容易に確認ができること。
- (2) サーバ、クライアント等機器のローカル環境は、管理者以外のユーザーがアクセスできる範囲を制御できること。
- (3) クライアント端末へのログインはID・パスワードによる認証の仕組みを構築すること。

#### 4. データ移行

提案するシステムへのデータ移行は、原則、現行システムの全データを移行するものとする。ただし、提案するシステムで保持できない、保持する必要のないデータについては移行は不要とする。

## 【奨学金システム運用維持管理業務委託】

### 1. 履行期間

奨学金システム導入後の保守期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までとする。

### 2. システム保守要件

提案システムの円滑な運用を維持し、かつ業務の処理効率の維持・向上や、市民サービス等の安定・正確な提供を目的とする。奨学金システム運用維持管理業務委託（以下、「業務（2）」という。）の内容は、提案システムの稼働を維持し、上述の目的を達成するため、次に示す一切の作業とする。

#### 2-1. 稼働維持支援

- (1) 提案システムの運用支援体制を提示し、本市の承認を得ること。
- (2) 提案システムの運用に関する相談対応、最新情報・事例の情報提供を行うこと。
- (3) インシデント管理を行い、対応状況を定期的に報告すること。
- (4) 提案システムに障害が発生した場合の対応だけではなく、それらの発生を未然に防ぐために必要な措置を行うこと。
- (5) 提案システムの変更作業等、オンライン業務に影響を与える作業については、業務に影響がない時間帯に委託者と協議のうえ、対応ができること。
- (6) 提案システムのネットワーク構成、ハードウェア構成、ソフトウェア構成を正しく把握・管理し、ネットワーク構成図、ハードウェア一覧、ソフトウェア一覧等のドキュメントを作成・管理すること。
- (7) 運用・操作マニュアルを提供し、システム等変更があった場合もその都度速やかに改訂版を提供すること。
- (8) クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等について、以下の運用管理を行うこと。
  - ①情報セキュリティ監視（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視等）の実施基準・手順等を定め、データセンターにおいては専門知識・技術を有する人員により監視を行うこと。
  - ②稼働監視（応答確認等）を行うこと。
  - ③障害監視（サービスが正常に動作していることの確認）を行うこと。
  - ④パフォーマンス監視（サービスのレスポンス時間の監視）を行うこと。

と。

- ⑤監視結果（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視）により、障害等の異常を検知した場合は、本市に速報を通知すること。
  - ⑥監視結果（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視）について定期報告書の作成、本市への報告を行うこと。
  - ⑦技術的ぜい弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等）の定期的収集、適用検証、適用作業を行うこと。
  - ⑧コンピュータウイルス対策を講じ、パターンファイルを常に最新に更新すること。
  - ⑨利用者データ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及びシステム構成情報の定期的なバックアップを実施すること。バックアップの世代管理方法、バックアップの実施インターバル、バックアップのリストア方法等を明確にすること。バックアップされた情報が正常に記録され、正しく読み出すことができるかどうかについて定期的に確認すること。
- (9) クライアント端末等のハードウェア、Office等のソフトウェアのぜい弱性に関する情報の定期的収集、適用検証、適用作業を行うこと。

## 2-2. ハードウェア保守

- (1) ハードウェアの保守は、令和4年12月末までは瑕疵担保期間とし、ハードウェアの保守は令和5年1月から費用を積算すること。
- (2) ハードウェアのバグや不具合の対応は、システム保守内で対応すること。
- (3) 提案システムで使用するハードウェアの構成・情報を管理すること。

## 2-3. ソフトウェア保守

- (1) ソフトウェアのバグや不具合の対応は、令和4年1月からの保守内で対応すること。
- (2) 提案システムで使用するソフトウェアの構成・情報を管理すること。

## 2-4. 業務パッケージ保守

- (1) サーバ機器・端末機器更新時に業務パッケージにかかる経費を発生させないこと。
- (2) 業務パッケージのバージョンアップを継続的に行うこと。バージョンアップの際は、事前にテスト環境を用いて検証を行うこと。また、事前に内容の説明を行うこと。



- (3) 法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除き、原則、システム保守内で対応すること。追加費用が発生する場合は、速やかに本市と協議すること。
- (4) 業務パッケージのバグの対応については、システム保守内で対応すること。
- (5) 業務に関する設定変更が必要な場合は、速やかに対応すること。

#### 2-5. 障害対応

- (1) 障害時の迅速な原因分析・復旧のための体制を提示し、本市の承認を得ること。
- (2) 障害発生時の原因分析・復旧においては、ハードウェアとソフトウェアのシームレスな対応を行い、速やかに復旧作業にあたること。
- (3) 収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正処理・予防措置を講じること。また、障害の原因、影響範囲、対処方法、再発防止策を取りまとめ、障害報告書として本市に報告すること。

#### 2-6. データ移行作業

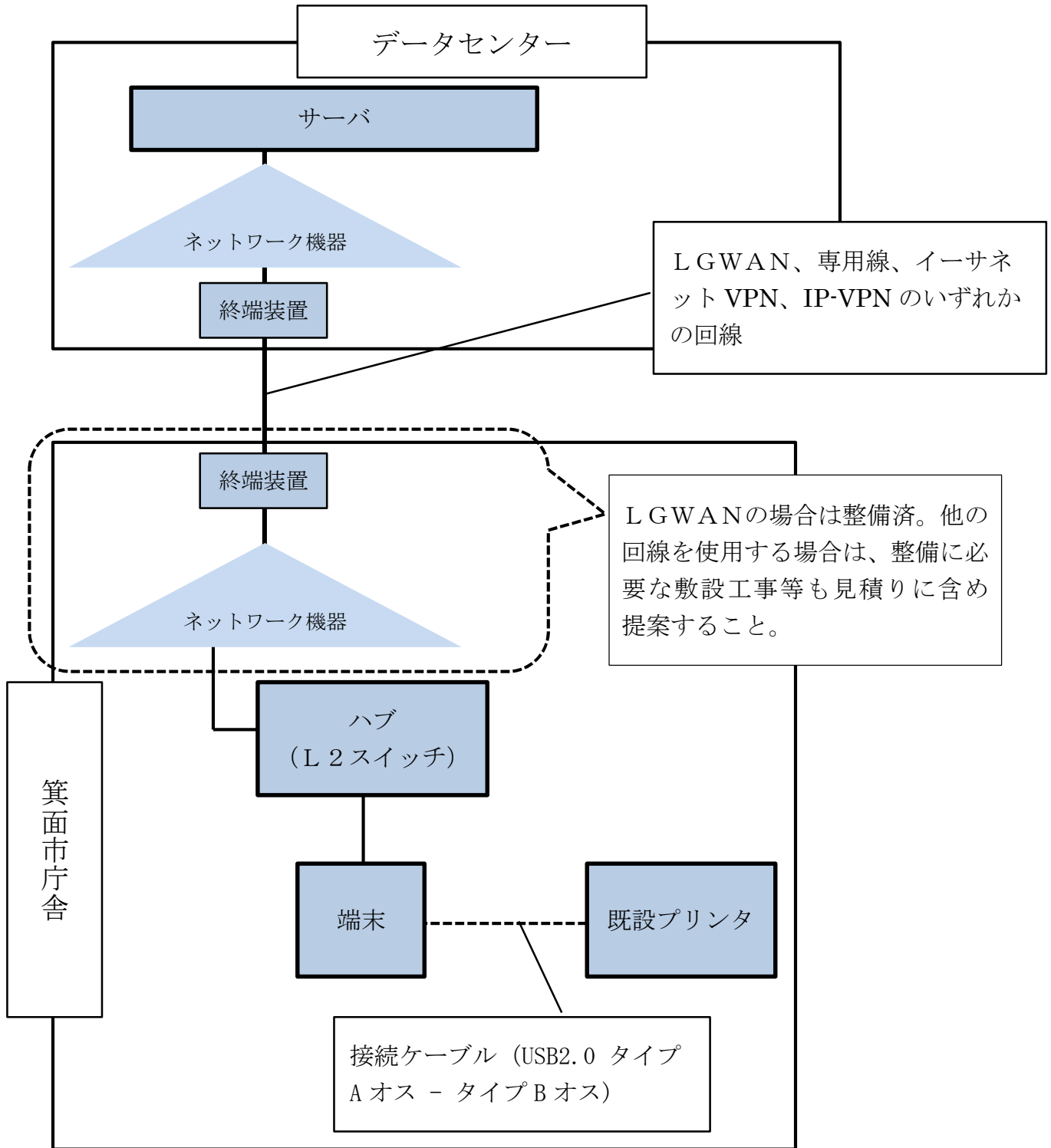
- (1) 将来的に、提案システムを他システムへ切り替えることになった場合を考慮し、本契約には以下の作業の費用を含め提案すること。
  - ①本市の求めに応じて、最新のファイルレイアウト等の資料を提出すること。
  - ②本市指定のファイル形式による移行データの抽出に係る手順書を提供すること。

#### 2-7. データ消去作業

- (1) サーバの廃棄等を行う場合は、本市セキュリティポリシーに定めた方法でデータの消去を行い、データ消去証明書を発行すること。
- (2) ハードディスクドライブ等の故障に伴い、ハードディスクドライブ等を廃棄する場合も同様とする。

(別図)

### 想定ネットワーク図



※ルーターハブ間の配線は業務に支障が出ないように、カバーで覆うなどの対策をとること。